

広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課
〒044-8588 虻田郡俱知安町北1条東2丁目
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466
メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp
ホームページ <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

第36号 令和4年12月

後志広域連合は、平成19年4月に発足し、管内16町村で構成されています。業務は、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険、広域化の調査研究事務を行っております。「広域連合だより」は、当広域連合が行う事業内容を皆さんに知っていただくために発行しています。

令和4年第1回後志広域連合議会臨時会が開催されました

令和4年8月29日、俱知安町ホテル第一会館において、令和4年第1回後志広域連合議会臨時会が開催されました。

議案は、専決処分事項の承認を求めるについて、令和4年度補正予算2件について審議され、いずれの案件も原案のとおり可決されました。

◇ 審議された議案と結果

議	案	結 果
承認第1号	専決処分事項の承認を求めるについて (北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約)	承 認
承認第2号	専決処分事項の承認を求めるについて (北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約)	承 認
承認第3号	専決処分事項の承認を求めるについて 令和4年度後志広域連合一般会計補正予算(第1号)	承 認
議案第1号	令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第2号	令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

後志広域連合の人事行政の運営等の状況について

◇ 令和3年度の後志広域連合の職員数、給与、勤務条件などの人事に関する状況を公表しましたので、一部抜粋してお知らせします。(詳細は後志広域連合のホームページをご覧ください)

① 任免及び職員数に関する状況

当広域連合の職員は、地方自治法第252条の17の規定等に基づき、関係町村等からの派遣職員で構成されています。

令和3年4月1日～令和4年3月31日までに、8人が新規に派遣され、9人を任用解除しました。

② 職員の給与の状況

派遣職員の給与は、一部手当(通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当)を除き、派遣元の給与条例等に基づき直接支給され、相当額を当広域連合から負担金として派遣元へ支払っています。

税金、ちゃんと納めてますか？～税務課からのお知らせ～

◇ 通常の納付が厳しければ分納の相談を！！

令和4年度の町村税の納付書が発付され半年程経ちますが、ちゃんと納めていますか？

税金は本来、納付期日を守って納付いただくものです。しかし、様々な要因によって通常の納付が難しくなってしまっている人もいるかと思います。そういう人は、税金の納付を後回しにしたりせず、各町村の税務課に分納等の相談をして下さい。間違っても、納税を放置し滞納とならないように気をつけて下さい。

滞納税に対し、自主納付による完納が見込めなければ、差押等の滞納処分を受ける可能性があります。そして、各町村での滞納整理でも片付かなかったり、悪質で常習性の高い滞納者が広域連合に引き受けられ、町村よりも厳しく滞納整理をすることとなります。

◇ 滞納者がよく言うこと・・・

① 税金が高い！！

・・・収入や世帯状況により税額が決まり、似たような収入・世帯では同等程度の負担割合となっており、誰かの納税額が特別多い・少ないということはありません！！

② 他にも納めて無い人がいるのに何で俺・私だけこんな目に！！

・・・差押後に言われることが多いですが、滞納者によって処分の有無を決めことはありません。各種調査の結果、財産を発見次第処分を行っております。そもそも、99%以上の人人が正常に納税をしています。納税を「してない人」では無く、「している人」に合わせていただきます。

③ (税金を滞納していることを) 知らなかった・・・

・・・配偶者や親等、別の人々に納税を任せている人からよく聞きますが、ご自身にかかっている税金ですので、「知らなかった」では済ません。人に任せる場合であっても、納税をちゃんとしているか確認するようにしましょう。

万が一、滞納となっていた場合、処分を受けるのは「納税者本人」です。

④ (差押後) お金を返せ！！ 差押を解除しろ！！

・・・預金差押を実施した際、差押したお金の返還は原則いたしません。

また、動産・不動産や、保険等の差押をした場合は滞納が完納となるまで解除いたしません。分納での完納が見込めない場合は、差押えた保険の解約や、動産・不動産を公売にかけ、その代金を納税に充てることになります。

⑤ 延滞金は納めない！！

・・・滞納をすると延滞金が発生します。延滞金は各税目の各期本税の残額と延滞日数に応じて加算されていきます。当然、滞納をしなければ発生しないものであり、正常に納税していただいている人達との公平性を図るという点からも、延滞金を含めて徴収いたします。

◇ 税金はしっかりと納めましょう！！

納めていただいた税金は、各種公共サービスの財源として利用されています。

これから暮らしやすい街づくりのためにも、税金を収めてください。

正常に納付いただいている方が不公平にならないよう、各町村税務課と当広域連合は協力して、これからも税金の滞納整理を実施していきます。



国民健康保険課からのお知らせ

◇ マイナンバーカードの健康保険証利用について

・令和3年10月20日から、マイナンバーカードを保険証として利用できるようになりました。令和4年10月10日現在では、道内2,700の医療機関や薬局が対応し利用することができます。今後もシステム整備を国が支援し、対応できる医療機関や薬局を拡大していく予定となっておりますので、皆様には利点や健康管理にも役立つ機能をご紹介させていただきます。

① 健康保険証として利用できる利点とは

・マイナンバーカードの保険証利用は国民健康保険証だけではありません。社会保険証も利用できるので、就職や転職した後の保険証の交付待ちがなくなります。

・限度額認定証等について、従来は事前に申請する必要がありましたが、オンライン資格確認が導入された医療機関では、申請なしに限度額が適用され、持参する必要もなく受診することができます。これにより急な入院でも、限度額を超える支払いが免除され、一時支払いによる負担もなくなります。

② 健康管理に役立つ

・令和2年度以降の特定健診結果や医療費情報、薬剤情報をマイナポータルで閲覧可能です。医療機関や引っ越し先の市町村保健師への情報提供や閲覧も可能となり、長期間にわたる情報で、より個人に適した診療や健康指導ができます。

③ 最後に

・マイナンバーカード1枚で保険証や限度額認定証等、健康管理の役立つことをお伝えいたしました。まだ、マイナンバーカードをお持ちでない方、保険証利用の連携されていない方はご検討をお願いいたします。

④ 申請書類・申請方法

・マイナンバーカード交付申請書は、お住まいの町村役場からすでに郵送されており、申請については郵送もしくはオンラインでの申請となります。申請書がお手元に届かない、紛失されたという方は、お住まいの町村へお問い合わせ願います。

・保険証利用の連携については、マイナポータルやセブン銀行、顔認証付きカードリーダーが導入されている医療機関や薬局で申込できます。

◇ 傷病手当金（新型コロナウィルス感染症）の支給対象期間が延長しました

・令和2年1月1日～令和4年12月31日の間（入院が継続する場合等は最長1年6か月まで）

※適用期間が令和4年9月30日から令和4年12月31日に延長になりました。

※対象者や申請方法等の詳しくは、過去の広域連合だよりや、後志広域連合のホームページをご覧ください。

◇ 整骨院・接骨院への受診に係る照会にご協力ください

・医療費適正化の一環として、国民健康保険で整骨院・接骨院を受診された方に、受診内容の照会をする場合がありますので、照会状が届いた方は回答へのご協力をお願いします。

〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎車庫棟2階
後志広域連合 国民健康保険課 国保係・保険給付係



このページに関するお問い合わせ： 国民健康保険課 TEL 0136-55-8012

介護保険課からのお知らせ～

◇ 介護保険料を納め忘れていませんか？

介護保険料は「年金からの天引き」ができなくなることがあります。
その時は、「納付書（納付通知書）」が送付されています。
「納付書」は、銀行などの窓口で直接、保険料をお支払いするものです。
「納付書」がお手元に届いたときには、納期限までに忘れず納付ください。

◇ 納付忘れにならないために

口座振替をおすすめします。



年金天引きができるなくなったときにも
安心だね！

手続きに用意するもの



納付通知書



印鑑・通帳

年金天引きができるなくなった場合でも、一度手続きをしておけば、毎年自動的に継続されるので、納め忘れの心配がありません。

口座振替の手続きは、指定の金融機関窓口で申し込むことができます。

◇ 納付し忘れたままにしていると・・・

■ 督促状の送付～納期限を過ぎ、後志広域連合から「督促」を受けます。

※納め忘れの場合は、お手元の納付書で速やかに納付しましょう。

【そのまま 納付しないで、滞納していると・・・】

■ 1年以上の滞納保険料があると・・・

介護サービスを受けた費用をいったん全額自己負担します。（償還払いへの変更）



※7割～9割相当分は後ほど後志広域連合から払い戻されます。

■ 1年6ヶ月以上の滞納保険料があると・・・

保険給付を一時差し止められ、その中から滞納している分が差し引かれます。

※本来であれば、後志広域連合から払い戻されるはずの給付費（7～9割相当分）が差し止められ、滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれます。

■ 2年以上の滞納保険料があると・・・

滞納期間に応じて介護サービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられます。

※介護保険料の未納期間に応じて、本来1～3割である利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス等が受けられなくなったりします。

◇ 新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等により介護保険料の納付が困難となられた場合、介護保険料が減免される制度があります。

○ 対象となる方（次の1又は2のいずれかに該当する場合）

1. 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
2. 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等（事業、不動産、山林、給与の収入）の減少が見込まれ、次のア及びイの全ての要件に当てはまる場合

ア 主たる生計維持者の事業収入等の減少額（保険金や損害賠償金等で補てんされた収入を控除した額）が前年の事業収入等と比べて10分の3以上

イ 減少する事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

○ 減免の申請については、各町村介護保険担当窓口へ